公募型企画競争の公示

国立病院機構仙台西多賀病院における給食業務委託に関し、次のとおり公募型企画競争に付します。

令和８年１０月３０日

経理責任者
独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院長
両角　直樹

１　調達内容
（１）件名
給食業務委託　一式
（２）調達案件の特質等　説明書及び仕様書による。
（３）履行期間
令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までとする。
（４）履行場所　独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院
（５）選定方法等
①　本契約は、独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第１３条の２第２項に基づき、公募型企画競争による契約であること。
②　業者の決定は、選考の参加条件が確認された法人等から提出された企画提案書及び見積書に基づいて、当病院設置評価委員会（以下「委員会」という。）の審査検討結果を踏まえ、当病院長が決定する。
③　委員会の構成員は、当病院長が別途決定する。

２　競争参加資格
（１）独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第５条に規定される次の事項に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、競争に参加する資格を有しない。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
①　契約を締結する能力を有しない者
②　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者
④　独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成２７年規程第６３号）第２条各号に掲げる者
（２）独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第６条に規定される次の事項に該当すると認められる者、当該事項に該当する者で、その事実があった後一定期間経過していない者は競争に参加する資格を有しない。
なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。
①　契約履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。
③　交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。
④　監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。
⑤　正当な理由なく契約を履行しなかった者。
⑥　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
⑦　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
⑧　前各号に類する行為を行った者。
（３）厚生労働省競争参加資格（ 全省庁統一資格 ）において、東北地域における「役務の提供等」においてＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者、又は当該競争参加資格を有しない者で、見積書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該等級に格付けされた者であること。
（４）契約事務取扱細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
（５）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者でないこと。
（６）見積書及び企画提案書の提出期限の日から見積書開封の時までの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停

止を受けていないこと。
（７）競争参加資格者以外の者（支店、営業所等）が参加する場合、競争参加資格者からの委任状の提出がない者の見積書は無効とする。
（８）病院給食業務受託実績年数が５年以上あり、かつ、３００床以上の病院における、病院給食業務（食材調達・管理業務を含む）の受託実績が２年以上あること。
（９）過去３年間に、東北管内で衛生関係法令による営業停止処分などの不利益処分を受けていないこと及び自己の責めに帰すべき事由により給食関係業務の契約を解除されたことがないこと。
（10）受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者とし、代行保証会社についても本公示２の（８）と同等の病院給食の実績を有する者とする。
（11）一般財団法人医療関連サービス振興会認定「医療関連サービスマーク認定証書（患者等給食）」を有していること（有していない場合は、医療法施行規則第９条の１０に定める基準に適合していることを証明できること）。

３　手続等
（１）担当部署
〒９８２－８５５５　宮城県仙台市太白区鈎取本町２－１１－１１
独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院　事務部企画課　契約係長　辻田　優衣
電話　０２２－２４５－２１１３
（２）説明書の交付期間、場所及び方法
令和８年１０月３０日（金）から令和８年１１月１９日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日９時００分から１７時００分まで）本公示３（１）の担当部署にて交付する。
（３）質問書の提出期限及び回答期限
質問書提出期限　令和８年１１月２０日（金）１５時００分
質問書回答期限　令和８年１１月２５日（水）１５時００分
※公示日から質問書提出期限までに受け付けた質問書については、随時回答する。また、質問書回答期限までに、全ての質問及びその回答を取りまとめた回答書を、説明書の交付を受けた全ての者に送付する。
（４）企画提案書・見積書等の提出期限
令和８年１２月４日（金）１５時００分
（３）～（４）の提出場所及び提出方法
宮城県仙台市太白区鈎取本町２－１１－１１
独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院　事務部企画課
企画提案書７部、見積書１部とすること。提出方法は、持参又は郵送とし、提出期限までに担当部署に必着とすること。
（５）企画提案書のプレゼンテーションの日時及び場所
令和８年１２月９日（水）１３時３０分
独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院　会議室
（６）見積書開封の日時及び場所
令和８年１２月１１日（金）１３時３０分
独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院　会議室

４　その他
（１）手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
（２）見積の無効
本公示に示した競争参加資格のない者の提出した見積、企画提案書に虚偽の記載をした者の見積及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。
（３）交渉権者及び契約価格の決定
次の①及び②に該当する者のうち、説明書に定める評価の方法によって得られた数値の最も高い者を第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）とする。
①　見積価格が、契約する事項に関する仕様書、現地調査等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
②　企画提案書が、当院による審査の結果、合格していること。
③　見積価格によって、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、上記①及び②に該当する第一交渉権者以外の者のうち、最も数値が高い者を交渉権者とすることがある。
④　本契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から１０日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

（４）契約書作成の要否　要
（５）関連情報を入手するための照会窓口
　　本公示３（１）に同じ。
（６）詳細は説明書による